

固定資産現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届

令和〇年〇月〇日

河津町長様

記載例

相続登記が完了するまでの間、現所有者申告者の方に、納税通知書等を送付します。

記載されている所有者が死亡したため、相続登記が完了するまでの間、河津町の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を次のとおり記載します。また、地方税法第9条の2第1項の規定に基づき、現所有者申告を被相続人に係る賦課税決定書を受領する相続人代表者とするを併せて届け出ます。

現所有者申告者 (相続人代表者)	フリガナ氏名	カワヅ タロウ 河津 太郎	被相続人との続柄 長男
	住所	〒413-0504 河津町田中〇〇番地	
	生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日	電話番号 0558-34-〇〇〇〇
現所有者申告者 (相続人代表者)	フリガナ氏名	カワヅ ハナコ 河津 花子	死亡年月日 令和〇年 〇月 〇日
	住所	河津町浜〇〇〇番地	
相続人(申告者を除く)	フリガナ氏名	カワヅ ジロウ 河津 二郎	被相続人との続柄 二男
	住所	東伊豆町稲取〇〇〇番地	<input checked="" type="checkbox"/> 承諾済(代理記入の場合)
	フリガナ氏名		被相続人との続柄
	住所		<input type="checkbox"/> 承諾済(代理記入の場合)
	フリガナ氏名		被相続人との続柄
	住所		<input type="checkbox"/> 承諾済(代理記入の場合)

固定資産課税台帳に登録されている現所有者を記入してください。

申告者以外の法定相続人の方の記入をお願いします。4人目以降は、裏面の欄に記載してください。

(注意事項)

- この申告書は、民法上の相続や相続税とは一切関係ありません。
- 相続登記が完了するまでの間は、この申告書を基に納税通知書等の固定資産税に関する書類を現所有者申告者(相続人代表者)に送付します。登記の手続きは、別途法務局で行う必要があります。なお、登記が完了したときは、この申告書は無効となります。
- 相続の事実がわかる書類(戸籍謄本等)をお持ちの場合は写しの添付をお願いします。

— 町処理欄 —

通知書番号:	申告者コード:	被相続人コード:
現所有者入力日:	相続人代表者入力日:	入力者:

